RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 63 December, 2010





CONTENTS

I Grand. Dean 正念場を迎える法科大学院	松宮	孝明	2	
I Sabbatical在外研究を終えて	田村	陽子	4	
■ Presentation民法(債権法)改正論議への疑問一年越しの私法学会ワークショップ全国憲法研究会で報告をして	松本 小山 小松	克美 泰史 浩	7 9 11	
Ⅳ Ceremony第5回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について第8回天野和夫賞授与式について	平野平野	仁彦	12 13	
V Media Coverage 法学部定例研究会			14	
Ⅵ New Book 新刊図書			15	

Grad. Dean

法務研究科長

正念場を迎える法科大学院

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

2010年4月より、前任の市川研究科長に代わって、大学院法務研究科(=法科大学院)の研究科長を務めている松宮です。Law News Letter の読者のみなさまには、ご挨拶を兼ねて、立命館の法科大学院が置かれている現状と、その課題についてご報告いたします。

累計合格者数全国第9位

立命館大学法科大学院は、2004年の発足以来、5回にわたる新司法試験において、総計255名の合格者を輩出してきました(そのほか、在学中に旧司法試験に合格された方が10名おられます)。これは、東京以外の私学では第1位の数字で、全国の法科大学院の中でも第9位に入るものです。具体的に数字を挙げれば、本学の累計合格者数は、213人の阪大、214人の東北大、232人の北大、251人の同志社大を上回り、278人の神戸大に次ぐものです。これは、ひとえに、本学法科大学院で勉学に打ち込まれた学生・OBの努力と、これを支えた教職員および全学的な支援の賜物であると思います。

入試実質競争率の低下

もっとも、そのような輝かしい成果の裏には、見過ごせない現実もあります。とりわけ、ここ数年の全国的な法科大学院志願者の減少は大きな問題となっています。本学でも、志願者数は徐々に減少しており、2年前からは、入学試験の実質競争率が2倍を下回るという事態が生じています。これは、新司法試験の結果にも反映しています。2010年度の本学からの合格者は前年度を13名下回り、47名に



とどまりました。とりわけ、修了2年目以降の合格者が20名から26名に増加したのに対して、修了1年目の合格者は21名と前年度の40名を大きく下回っており、入学試験での実質競争率低下の影響が如実に出ていることがわかります。

実質競争率の確保にとっては、一方で、より多くの志願者を集めることが肝要です。他方、意外に忘れがちなのが、合格者の中から本学に入学する学生の率、いわゆる「歩留まり」を上げることです。そのために本学では、立命法曹会や全学の支援のもと、成績優秀者に対して授業料負担を軽減する独自の奨学金を用意し、かつ、合格者に対する入学前の学習フォロープログラムを用意するなどの努力を続けてまいりました。今後とも、この方向で、いっそうの努力をしたいと考えております。

入学定員からみた合格率と教育力

しかし、志願者を増やし合格者の「歩留まり」を上げるために何よりも肝心なことは、

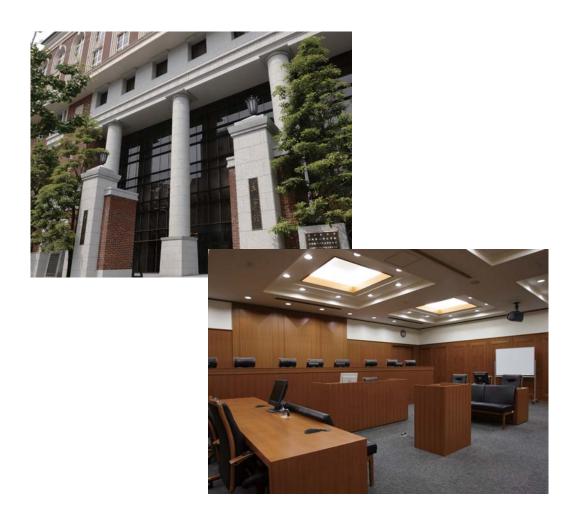
その法科大学院の持つ教育力ではないかと思 います。それを示す数字のひとつとして、入 学定員からみた合格率を挙げてみます。本学 の入学定員は、2010年度までは150名でした (2011年度入試からは130名に削減していま す)。そして、2010年3月までに本学を修了 された学生は、初年度が既修のみであったた め、約700名弱となっています。このうち 255 名が新司法試験に合格されたので、その 合格率は約37パーセントになります。この 数字は、旧7帝大の九大を上回り、同志社大 や首都圏の上智大、関西公立の大阪市大と並 ぶ数字です。阪大や東北大、名古屋大の数値 も 40 パーセント台にとどまっていることや、 本学に合格しつつこれらの大学の法科大学院 にも合格された方の多くが――残念ながら―

一そちらに進学されていることを考えれば、本学の教育力が秀でたものであることを実感 してもらえるものと思います。実際、本学は、 その丁寧な指導において、法科大学院受験生 の中でも定評を得ております。

教育力の一層の強化を目指して

本学では、現在、さらなる教育力の強化を目指して、入試およびカリキュラムの改革を進めております。開設7年目を迎えた法科大学院は、今が正念場です。立命館大学法科大学院は、文字通り、真の実力が身に着く法科大学院として、一層の努力を重ねてゆきたいと考えておりますので、みなさまのご理解と引き続くご支援を心よりお願いいたします。

(まつみや たかあき・刑法)



Sabbatical

外留報告

在外研究を終えて

田村 陽子 TAMURA Yoko

2009年8月下旬より2010年9月下旬までの約1年間、ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市にある、ルードビッヒ・マクシミリアン大学(ドイツでの通称「LMU」、日本では「ミュンヘン大学」)にて在外研究を行う機会を大学より頂戴した。

海外での勉強と言えば、筆者は、大学院生の頃、アメリカのニューヨーク大学のロー・スクール(NYU School of Law)にて LL.M. を取るべく留学していたことがあったため、周りの大方の予想としては、またアメリカあるいは少なくとも英語圏の国に行くのではないかと思われていたようである。

なぜ今回ドイツ語圏のドイツ、しかもミュンヘン大学を選んだのかについては、行く前も行っている途中も帰国後も問われることがあったので、ここで改めてその理由を述べておきたい。というのも、在外研究の行き先の選択に際しては、アメリカという選択肢も非常に有力的であったことは言うまでもないところだったからである。

たしかに、アメリカであれば、必要言語が 英語であり言語的・環境的になじみがあること、研究面でもアメリカ法であれば専門の民 事訴訟法の周辺領域法を含めてなじみが深 く、その先の進んだ研究を行うには比較的容 易であること、などが考えられた。特に、近 時の日本の会社法・倒産法の改正においては、 アメリカ法の影響が大きく、アメリカ法の理 論をよく知っていることは、日本法の改正の 背景を理解する上でも非常に有意義とはなり えた。

しかし、①アメリカのロー・スクール時代



ミュンヘン大学のメイン・ホール

に、アメリカ法入門の授業で憲法・民法の基 礎理論を学び、とりわけ民事訴訟法・証拠法・ 倒産法・会社法・ADR 法などは、通常のロー・ スクールの学生たる J.D. の学生と一緒に一通 り授業で履修しており、アメリカで1年かけ て学ぶべき新しい大きなテーマは差し迫って 今の自分にはなかったこと、②自分の研究を 深めるだけなら、例えばアメリカ法の文献に ついては、Lexis・Nexis や West Law などの データベースが充実しており、日本でも大体 の文献がそろい、短期の出張で賄えなくはな かったこと、③比較法の見地からは、アメリ カの民事訴訟法制度は日本法とは根本的に制 度が異なり、専門的で細かい部分についての 比較研究にはアメリカの法制度は向いていな いこと、などがあった。

他方で、日本の民事訴訟法は、1890年(明治23年)に、ドイツの民事訴訟法(1877年成立)を範として、ドイツ人テヒョーによる草案を基に制定され、その後は大正15年改正でオーストリア民事訴訟法の職権主義的な規定を部分的に導入したものの、それ以降大

きな改正はなく、平成8年の民事訴訟法全体の改正(争点整理手続の導入、規定の口語化、証拠収集手続の拡充、少額訴訟制度の導入、上訴制度の制限的改革)を経た今日においても、ドイツ法学の厳然たる影響は変わらずに存在し、基幹をなす理論はいまだにドイツ法学に依拠しているという実情があった。

すなわち、いやしくも日本の民事訴訟法を 専門として研究するのであれば、ドイツ民事 訴訟法学の理論を抜きにして日本の民事訴訟 制度を語ることはなお困難であるという事情 に鑑みたとき、大学に就職して初めての在外 研究においては、今後の研究者人生において 必要不可欠で自分にまだ足りない基礎理論を 学ぶべきであるものと思われたのである。

もちろん、ドイツの民事訴訟法制度は、日本とは独自の変容を遂げてきているところもあり、今日ではすべてを並行的に比較することはできなくなってきている。しかしながら、ドイツのある訴訟制度を取り上げて、日本との部分的な比較法研究をしても、同様の議論がそのまま活用できるという学問的利点は、非常に重要であった。

また、ドイツは言うまでもなく、EU 加盟国の一つであり、今なお続々と新しく制定・改正される各種 EU 法のオピニオン・リーダー的役割を担っている国であり、かつフランス法学と比べても、その議論の仕方は非常に精緻なところがある。EU などの地域協定やUNCITRAL モデル法に基づいて、各種民事手続法の分野での国際的な調和・統合が国内外で進む中、将来の日本法のあり方につき EU 法を参照する際にも、ドイツ語の解説書の手助けなくしては理解できない状況が生じている。

これらの状況を総合考慮すると、今回はドイツという国が最適だったのである。ミュンヘン大学を選択したのは、自身の関心事である証拠法とりわけ証明責任の分野で有名なRosenberg教授がかつて教鞭に立たれていたところで歴史もあり、かつ大きな

大学であるということ、すでにミュンヘン 大学には過去に2度ほど訪問してなじみが あった上、本学の渡辺惺之先生のご紹介に より Coester=Waltjen 先生が私の受け入れを 以前より承諾して下さっていたこと、ドイツ の有名な大学がある都市の中では、大都市で ありながら治安が良く住みやすいことによっ た。

さらに、個人的な関心事として、日本の本格的なお茶室がミュンヘン市内の英国庭園にあり、裏千家茶道の日本人の先生がドイツのデュッセルドルフに在駐し、月に1回出張してきて下さりお稽古を見て下さるという情報を得たこともあった。日本にいるよりも、むしろ偉い先生に本格的な茶道をドイツ人と共に気軽に学べるということは、付随的ながらもこれも重要な考慮要素となった。

残念ながら、私が在外研究を開始したときには、本来受け入れて下さる予定だった Coester=Waltjen 先生は、Gettingen の研究所に移られてしまったが、EU 法で有名な Streinz 先生に受け入れを引き継いで下さっていたため、研究環境的には何の問題もなかった。さらには、近くの都市 Regensburg には、高名な Gottwald 先生がいらっしゃり、週に1度はそちらの大学にて、国際私法・国際民事訴訟法および倒産法の授業を受けることができたので、ドイツ法および EU 法の動向については、同先生より学ぶことができた。

研究所では、ミュンヘン大学の助手の方達



筆者が借りていた研究室

が非常に親切であり、かつ同じ分野の方が数 人いたので、何か疑問があれば、むしろ彼ら に気楽に聞くことができたのも有意義であっ た。

出口雅久先生のご尽力で、2009年から3年間のDAADによる3大学間プロジェクト(韓国のソウル大学、ミュンヘン大学および立命館大学)がちょうど始まったときでもあり、知り合いのミュンヘン大学の助手や院生が春休みに立命館大学に行って研究会を行ったり、本学の博士後期課程の院生2名が数ヶ月ミュンヘンに来たりして、大学間の交流も盛んな時期であったことも、こちらでの滞在がスムーズに行なえたもう一つの付随的要素といえよう。

EU法の動向は非常に流動的であり、それを受けてドイツ民事訴訟法をはじめとするドイツの民法・商法の改正が、細かい改正が多いながらも非常に頻繁に行われており、私が滞在していた1年間にもいくつかの法で改正があり、在外研究開始時に買ったドイツの六法全書ではあっという間に間に合わなくなってびっくりしたくらいである。そしてまた、これから数年にわたる改正予定の話も伺い、まだまだEU法の動向には目が話せないことも認識したところであった。

1年間の滞在のうちには、10月初めのドイツの秋学期が始まる前の時期に、フィンランドのヘルシンキ大学にて、国際倒産の授業を集中講義で英語で行うという機会にも恵まれた。これはフィンランド人の友人の研究者にドイツに夏から来るならついでにということで非常勤を頼まれたものだったが、日本でも教えたことのない科目を英語でいきなり教えるという経験は初めてだったので、向こうについてから1ヶ月ほどは、ドイツ語学校のゲーテ・インスティテュートにてドイツ語を毎日集中的に学ぶと共に、英語での講義の準備に時間を費やすことになった。

実際の講義では、北欧の学生達は非常に熱 心でかつまじめだったのと、国民の90%が英 語ができるという故に、私のつたない英語での授業も良く理解して質問を結構してくれたので、今回の国際倒産の授業も、私にとって非常に良い経験となった。

また、帰国前には、アメリカ留学時代の親友のスイス人の友人弁護士が欧州評議会(Council of Europe)に勤めているのでその所在地であるフランスのストラスブールも訪れ、職場を案内してもらった。

欧州評議会は、EUとは別組織の、ヨーロッパ地域の47カ国からなる国際機関で、人権・民主主義の発展・法の支配の保障のために活動している。友人も人権問題に関わる案件に取り組んでおり、東欧にいったり、パリの会議にいったりと忙しい日々を送っているようであった。私にとってはその仕事ぶりを拝見できたのは非常に興味深かった。EUの組織についても、いろいろと教えてもらって勉強になった。日本も国際的な地域連合に加盟する必要性を感じたところである。

最後に、今回の在外研究での成果を、これからの研究になるべく少しでも役立てられるよう精進する所存であるが、このようなさまざまな知見を得る機会を与えてくれた立命館大学法学部のみなさまには、感謝申し上げる次第である。

(たむら ようこ・民事訴訟法)



欧州評議会

学会報告

Presentation

民法 (債権法) 改正論議への疑問 日弁連・東北弁連・仙台弁護士会共催の民法改正ミニシンポに コメンテーターとして参加して

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

本年(2010年)9月22日(水)に仙台弁 護士会館で日弁連が各単位弁護士会と共催す る民法(債権法)改正ミニシンポジウムの第 5回目が開催され、筆者もコメンテーターと して登壇した。この種のシンポジウムは、昨 年9月の東京での第1回ミニシンポジウム以 降、大阪(昨年12月)、名古屋(本年3月)、 札幌(6月)で開催されてきたという(それ ぞれのパネリスト、コメンテーターとして道 垣内弘人・東京大学教授、磯村保・神戸大学 教授、潮見佳男・京都大学教授、瀬川信久・ 北海道大学教授、小宮文人・北海学園大学教 授)。この連続ミニシンポは、日弁連会員限 定の会員用シンポジウムであり、私自身も、 今回コメンテーターを依頼されて、初めて、 このようなミニシンポが開催されていること を知った。

今回のミニシンポでは、東北弁連・仙台弁 護士会内の民法(債権法)改正問題検討プロ ジェクトチームが、4つほどのテーマ(①不 実表示を理由とする意思表示の取消、②債権 譲渡禁止特約の効力、③第三者による相殺、 ④請負契約)を選んで、架空の事例をつくり、 それに対して、現行法を適用した場合と民法 改正に大きな影響を与えることが予測される <学者の私的委員会>と自称されてきた「民 法(債権法)改正委員会」作成の「債権法改 正の基本方針」(別冊 NBL126 号、2009 年 5 月刊)での提案による法適用とでは、どのよ うに結果が異なるのかを吟味して、改正の是 非を議論するというものであった。ミニシン ポの具体的テーマは基本的な統一方針のもと に各回に割り当てられるのではなく、各単位 弁護士会のプロジェクトチームの問題関心から個別的に設定されるとのことで、今回取り上げた不実表示は、大阪でも取り上げられているし、請負は、東京、名古屋でも取り上げられている。また、今回のミニシンポでは、法制審議会の民法(債権法)改正部会の委員である中井康之弁護士(大阪弁護士会)と、同部会幹事である深山雅也弁護士(第二東京弁護士会)両者による同部会での審議の経過と現状報告もなされた(こうした部会における弁護士委員・幹事による報告は、毎回、当番制でなされるという)。

肝心のミニシンポの内容であるが、紙幅の 関係で、不実表示を理由とする意思表示の取 消の問題に絞ってポイントだけ紹介したい。 債権法の基本方針は、【1.5.15】(不実表示) として、「相手方に対する意思表示について、 表意者の意思表示をするか否かの判断に通常 影響を及ぼすべき事項につき相手方が事実と 異なることを表示したために表意者がその事 実を誤って認識し、それによって意思表示を した場合は、その意思表示は取り消すことが できる。」という規定案を提案している。こ の提案は、現行の消費者契約法4条に定めら れている不実告知と不利益事実の不告知を 「不実表示」概念のもとに統合し、かつ、消 費者保護のための特別規定としてではなく、 民法の一般規定化しようとするものである。 不実表示による取消しは、消費者保護に限定 して適用されるべきものではなく、民法の一 般原則として妥当させるべきだというのであ る。

今回のミニシンポではこのテーマに関して

は、中古自動車の売買で、引渡後、事故歴が あることが判明したという事例をもとに、ア 売主・事業者、買主・消費者の場合、イ売主・ 消費者、買主・事業者の場合、ウ事業者同士 の売買の場合、工消費者同士の売買の場合、 それぞれ、事故歴の不告知が故意の場合、過 失の場合などに分けて事例があげられ、それ ぞれ、現行法と「債権法の基本方針」案とで はどうなるかが、プロジェクトチームのシナ リオに従い、改正賛成派と反対・疑問派に分 かれて議論され、適官、私がコメントすると いうことで進行した。上記事案のうち、アの 場合は事業者による消費者に対する不実表示 の問題なので、現行消費者契約法が適用され るのと同じような結果となる。しかし、イの 場合は消費者による事業者に対する不実表示 を理由とした取消しという、現行法から見る といわゆる「逆適用」の問題である。基本方 針の提案では、不実表示に故意・過失は要求 されておらず、ただ「事実と異なることを表 示した」ことのみが要件であるので、消費者 自身が知らない事故歴などについても、中古 車を購入した事業者から、当該消費者の「不 実表示」を理由に売買契約の取消、代金返還

請求などがなされるおそれがある。私見によれば、このような大きな武器を事業者に与える必要があるのか疑問である。また、事業者間では逆に「不実表示」による取消が濫用され、取引の安全を損なう恐れがないか、消費者間でも、現行民法に規定された詐欺取消しや錯誤無効、瑕疵担保責任などの法的手段以上に、「不実表示」という規定がないと困った事態があるのか、逆に、取り消される消費者の保護に欠けることにならないかなどの疑問が生ずる。

ミニシンポの最後では、中井康之弁護士から、法制審議会部会では、「債権法の基本方針」は参考にする一つの案という位置づけなので、弁護士会でもこれが改正案そのものであるかのように議論して反対するのではなく、ぜひ積極的に生産的な議論をしていただきたいとの要望が出された。それはその通りだが、現在、部会で原案も出されていない以上、それに大きく影響を与えるであろう「基本方針」の問題点を検討し、民法改正の真の必要性の有無、その方向性を指摘することは、議論を深める上で必要であり不可欠でもあろう。

(まつもと かつみ・民法)

学会報告

Presentation

1年越しの私法学会ワークショップ

小山 泰史 KOYAMA Yasushi

筆者は2010年10月9日・10日北海道大学において開催された第74回私法学会において、「ABLにおける担保目的財産の処分をめぐる法律関係の検討」と題するワークショップを開催した(10月9日)。司会は、名古屋大学の千葉恵美子教授に御願いした。出席者は20名を数え、昼食後の12時45分から個別報告が再開される直前の3時15分まで、約2時間半にわたって活発な討議が行われた。

1992年の第55回私法学会において、千葉 教授(当時は助教授)により、「集合動産譲 渡担保をめぐって」と題するワークショップ が開催された。最判昭和62年11月日民集41 巻8号1559頁が提起した問題点、例えば、 集合物論と分析論の関係や個別動産の譲受人 と譲渡担保権者との関係について、活発な議 論がなされた(判タ805号4頁以下参照)。 その後、最近になって、最判平成18年7月 20 日民集 60 巻 6 号 2499 頁は、「構成部分の 変動する集合動産を目的とする譲渡担保にお いては、集合物の内容が譲渡担保設定者の営 業活動を通じて当然に変動することが予定さ れているのであるから、譲渡担保設定者には、 その通常の営業の範囲内で、譲渡担保の目的 を構成する動産を処分する権限が付与されて おり、この権限内でされた処分の相手方は、 当該動産について,譲渡担保の拘束を受ける ことなく確定的に所有権を取得することがで きる | として、上記の1992年当時の議論に 一定の方向性を示した。また、2005年の動産・ 債権譲渡特例法により動産譲渡登記が導入さ れた後は、不完全ながら流動動産の譲渡担保 についても公示手段が確保された。さらには、



流動債権(集合債権)譲渡担保に関する一連の最高裁判決や、第三債務者不特定の債権譲渡登記の導入等により、流動する動産と債権を一体として担保の目的とすることが実質的に可能になっている。その結果、動産・債権を担保とした融資は、「ABL」(アセット・ベースト・レンディング)と呼ばれ、実務においても珍しいものではなくなっている。

「ABL における担保目的財産の処分をめぐる法律関係の検討」と題する筆者の今回のワークショップは、1992 年以降の立法や判例等の発展を踏まえて、同種の問題につき再度の検討を試みるものであるといえる。

元々ワークショップは、普段全国に散らばって顔を合わせることの少ない研究者が、提示されたテーマについて自由に議論を行うために1990年頃より行われるようになったものである。報告者からまだ活字にしていないアイデアの段階にとどまる構想や、既に公表した研究を元にした報告を行い、出席者はそれを前提として自由なディスカッションを行うという形態をとる。個別報告のように、報

告40分・質疑応答20分という時間設定も設けられていない。今回のように、午後の個別報告が始まる直前まで、自由な討議を行う。出席者は最大に20名に制限され、原則として発言をすることが義務づけられており、単なるオブザーバーとしての参加は認められていない……はずである。

実は、今回のワークショップは、本来は2009年度に行うことを予定しており、大会の会報にも告知がなされていた。しかし、筆者の母が学会の1週間ほど前に他界したため、報告を断念せざるを得なったという経緯がある。

おそらく他の分野、例えば経済学や理科系の分野等では、同じ研究テーマで1年後に再度報告をすることは、およそ考えられないのではないか。研究そのものが日進月歩である以上、1年間の時間の経過は法律学の分野であっても実務レベルの変化や新たな研究の文献の追加等、改めて報告の内容を精査して組

み立て直さなければならない。とりわけ、 ABLのように、金融実務に密接に関連するこ の報告のテーマにおいては、なおさらである。

昨年の私法学会までに論文博士の学位申請を前提とした単著(『流動財産担保論』(成文堂・2009年))を刊行して、ワークショップを行う予定であった。しかし、母の病状の一進一退の状況が長期化する中で、思うように校正作業が進められず、結果として母の他界直後の刊行となった。今回のワークショップに際して、千葉教授から、「今年度にワークショップを行うのがずれ込んだことで、落ち着いて報告準備に取り組めたのだから、かえってよかったのではないか」との御指摘を受けた。

確かにその通りであろう。報告を終えて、ようやく1年越しの宿題をやり終えた、というのが偽らざる実感である。

(こやま やすし・民法)



学会報告

Presentation

全国憲法研究会で報告をして

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

2010年10月11日、獨協大学天野貞祐記念 館大講堂において、全国憲法研究会秋季研究 総会が開催され、報告者の一人として報告を 行った。日本公法学会が、憲法・行政法の学 会であるのに対し、全国憲法研究会、略称全 国憲は、憲法を専門とする研究者によって構 成され、会員数約400名の憲法に関する日本 最大の学会である。「研究会」との名称であ るが、日本学術会議登録団体であり、規約第 1条は、「本会は、憲法を研究する専門家の集 団であって、平和・民主・人権を基本原理と する日本国憲法を護る立場に立って学問的研 究を行な」うと規定し、「護憲」を掲げている。 ちなみに、2008年秋季研究総会では、多田一 路法学部准教授が、2009年秋季研究総会では、 倉田原志法務研究科教授が報告を担当され、 立命館大学からは3年連続報告者が出ること となった。

全国憲の本年度のテーマは、「憲法と政権 交代」であり、政官関係、選挙制度、二院制、 法と政治という4つの柱を軸に日本の問題状 況を念頭におきつつ、「制度がどのように政 治のダイナミクスを引き出し、または制約し ているか」について検討を行うものであった。 岡田信弘氏(北海道大学)が政官関係を、加 藤一彦氏(東京経済大学)が二院制を、阪田 雅裕氏(元内閣法制局長官)が法と政治を担 当し、私が選挙制度を担当した。

報告の内容は、全国憲法研究会編『憲法問題』22号(三省堂、2011年)に掲載される 予定であるので、詳しくは、そちらを参照し てほしいが、レジュメの柱立てを紹介すれば、 1. 二大政党制の「進展」と「ゆきづまり」、 2. 政党の「衰退」と民意それ自体の「危うさ」、 3. イギリスにおける二大政党制の「ゆきづ まり | と小選挙区制改革の動向、4. 小選挙 区制批判の「作法」、5. 「国民による統治』 よりも「国民のための統治」を志向する動 向?、である。大要を示せば、1994年の小選 挙区制の導入以降、二大政党制が「進展」し てきたが、2010年参院選では早くも、二大政 党制離れが起きていること、この間、日本の みならず、世界的にみても政党や民意それ自 体が劣化してきていること、小選挙区制・二 大政党制の「母国」イギリスでも二大政党制 がゆきづまりをみせ、小選挙区制改革をめぐ って国民投票を実施する法案が現在議会審議 に付されていること、「政権選択」、「マニフ エスト」選挙論における国民多数派による「選 択」の欺瞞性、「国民のための統治」と称し て国民の自己統治を「放棄」する動向が存在 すること、最後に、2009年の政権交代は、「な いよりまし | な政権交代とはいえないこと、 政党間の真の「競争」、「闘技 (agon) 民主主義」、 「対抗モデル」の構築を目指し、「少数派の比 例的代表の法的保障 | の必要性、などを論じた。



「せっかくの機会であるので、自らの立ち位置を明確にし、論争誘発的な報告をしよう」と考えたのであったが、「あまりに」(?)論争誘発的な報告であったためか、午後の討論の時間はもっぱら私に質問が集中してしまい、また、質問にも真正面から応答したため、精神的にも、肉体的にもへとへととなった。ただ、その分、「慰労会」のビールは最高であった。

昨年秋に企画委員を仰せつかった段階で、 春の研究集会か秋の研究総会かで報告を引き 受けざるを得ないとは「覚悟」していたが、 その後、学内では教職員組合の副委員長を引 き受けることとなり(赴任1年目でなぜ?)、 報告時期は、ちょうど、報告テーマ「憲法と 政権交代」になぞらえていえば、「立命館と 政権交代」が問われる総長選挙と重なるなど 最も多忙な時期となってしまった。報告者と して、また、副委員長として、十分な貢献が できたか心許ない次第だが、そして精神的、 肉体的には辛くもあったが、日本の政権交代、 立命館の「政権交代」を同時進行的に考える ことができたことは、研究者として、大学人 として貴重な経験であり、幸いなことだった のかもしれない。

(こまつ ひろし・憲法)

Ceremony

授与式報告

第5回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

2010年5月15日、第5回「平井嘉一郎研究奨励賞」の授与式が行なわれた。

本賞は、故平井嘉一郎氏(ニチコン株式会社の創業者で、長年、同社の社長および会長を務められた立命館大学法学部の卒業生)のご遺志に基づき、ご令室・平井信子様のご厚志により創設された。本学の大学院法学研究科および法科大学院において優秀な成績を収めた将来の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内および



国際社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とするものである。

本年度は、法学研究科から、落合香奈氏(博士課程前期課程1回生、民法専攻)、平野奈那氏(博士課程前期課程1回生、民法専攻)、馴田文雄氏(博士課程前期課程2回生、日本政治思想史専攻)、堀田陽子氏(博士課程前期課程2回生、税法専攻)、また法務研究科から岡田千明氏(法曹養成専攻、専門職学位課程3回生)、計5名の院生が受賞された。

授与式では、川口清史・立命館大学学長から祝辞ならびに各受賞者への賞状の授与、法学研究 科長より受賞者の紹介があり、平井信子様からは、受賞者への期待と励ましのお言葉が述べられ た。また、今回は平井賞創設5周年にあたることから、京都ホテルオークラにて、今回までの受 賞者を招いて、5周年記念会が開催された。

(法学研究科長 平野 仁彦)

授与式報告

Ceremony

第8回天野和夫賞授与式について

2010年10月15日、第8回「天野和夫賞」の 授与式が衣笠キャンパス末川記念会館で行なわ れた。

本賞は、故天野和夫先生(法哲学者、元立命館大学総長・学長)のご令室・天野芳子様からのご寄付に基づき、優れた研究成果をもって学位を取得した本学大学院法学研究科修了生、および法の基礎理論分野において優れた研究成果を著し、学界の発展に寄与した若手研究者の業



績を顕彰し、その研究活動を奨励することを目的として、2003年に創設されたものである。

今回は2009年度中に成された研究成果の中から選考された。

受賞者および受賞論文は次の4名である。卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得された村上康司氏(学位論文「企業買収における取締役の賠償責任」、愛知学院大学専任講師)、特に優れた成績をもって修士の学位を取得された堀林諒氏(修士論文「国家間投資協定における義務遵守―アンブレラ条項の意義と機能―」、(株近鉄エクスプレス)、工藤献氏(修士論文「非伝統的安全保障の理論的展開に関する分析―ARFとASEAN+3における人身取引対策を事例として―」、立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程1回生)、そして、法の基礎理論研究において優れた研究成果を公刊された平田彩子氏(『行政法の実施過程―環境規制の動態と理論―』木鐸社、東京大学大学院法学政治学研究科助教)。

授与式では、川口清史・立命館大学学長から各受賞者に賞状と副賞の授与が行なわれ、選考委員会を代表し法学研究科長より選考理由の説明があった。また、天野芳子様より受賞者に対し研究内容に関する期待と励ましのお言葉があり、受賞者からは、受賞への謝意とともに、研究の経緯、研究の趣旨、今後の研究活動への抱負などが述べられた。授与式終了後、末川会館内において茶話会が開催された。

(法学研究科長 平野 仁彦)



Media Coverage

法学部定例研究会

2010年9月~12月

■法学部定例研究会:

10年9月7日 博士論文研究会: 喜多綾子氏「個別信託課税の基礎理論的研究」、犬飼久美氏「年金の課税問題」

10年9月8日 公法研究会:多田一路氏「福祉国家における民主主義の調達」 法政研究会:ミゲル・ポライノ・オルツ氏「中立的行為の犯罪への利用:遡及禁止一ウィニー事件の検討」

10年9月24日 立命館大学2010年度研究推進プログラム「基盤研究」「最高裁裁判官の選任に ついての実証的研究」第5回研究会:和田真一氏・山田希氏「民法に関する最 近の最高裁判例と裁判官構成」

10年10月1日 民事法研究会:田村陽子氏「民事訴訟における証明度論再考」、宮脇正晴氏「営業上の標識と不正競争」

10年10月13日 公法研究会:望月爾氏「納税者の権利の国際的展開」

10年11月5日 立命館大学2010年度研究推進プログラム「基盤研究」「最高裁裁判官の選任に ついての実証的研究」第6回研究会: 渕野貴生氏「刑事訴訟法に関する最近の 最高裁判例と裁判官構成 |

10年11月19日 政治学研究会:野口雅弘氏「『脱官僚』の時代にウェーバーの官僚制論を読み 直す」

> 法政研究会:ハンス・プリュッティング氏「ヨーロッパにおける弁護士法の諸 問題」

> 民事法研究会: 荒木智代氏「藁の上からの養子保護の確立に向けて」、石原宏隆氏「債務の承継と遺言執行」、中川ゆり氏「相続放棄と熟慮期間の起算点」、大橋夏海氏「信託における遺留分減殺請求について」、玉井優支氏「成年後見制度の展望―保佐開始の審判を中心に―」

10年12月3日 公法研究会:住田安希子氏「臓器移殖法における死の線引き―現象学的視点の 導入を試みて―」、中嶋友紀子氏「市場規制における市民社会と法の役割」、濵 口大輔氏「日本国憲法における反論権の是非」

10年12月10日 公法研究会:松岡恒平氏「独占禁止法における課徴金制度の再構成―裁量型の 課徴金制度―」、木下雄一氏「国際司法裁判所と紛争解決―判決が当事国に与 える影響」

政治学研究会: 馴田文雄氏 「戦後における山川均―その柔軟性と 『社会主義』 ―」

10年12月15日 刑事法研究会:野村亮太氏「安楽死の刑法的性格について」、畑桜氏「裁判員 制度下における手続二分制の有効性」

新



『ケースブック独占禁止法 第2版』 宮井雅明ほか著 弘文堂 2010年6月 ¥4,410









『労働法〈2〉個別的労働関係法 (NJ 叢書)』 吉田美喜夫ほか編 法律文化社 2010年6月 ¥3,675





『税務力 UP シリーズ 相続税・ 贈与税〈平成22年度版〉』 山名隆男ほか著 清文社 2010年7月 ¥2,730



『判例学習・刑事訴訟法』 渕野貴生ほか編 法律文化社 2010年9月 ¥2.940



『国際環境法の基本原則』 松井芳郎著 東信堂 2010年9月 ¥3.990



本山敦ほか著 有斐閣

2010年10月

¥2.835





